

制度改正に伴う茅ヶ崎市国民健康保険条例改正について

令和5年度からの制度改正を行うため、国民健康保険法改正政令案のパブリックコメント募集が行われ、改正政令が2月上旬までに公布される予定です。

これに伴い、所要の規定を整備するため、令和5年第1回市議会定例会において、茅ヶ崎市国民健康保険条例（以下、「条例」という。）の改正を予定しています。

改正の概要は次のとおりです。

1 賦課限度額の引き上げ及び軽減対象の拡大

（条例第31条及び第41条）

(1) 保険料の賦課限度額の引き上げ

保険料負担の公平性の確保及び中間所得層の保険料負担の軽減を図る観点から、令和4年度に引き続き保険料賦課限度額の引き上げが行われます。

中間所得層の負担軽減に配慮するため、保険料賦課限度額について、後期高齢者支援金分で2万円引き上げられ、22万円となります。医療給付費分、介護納付金分は据え置きとなります。

条例第31条(後期高齢者支援金等賦課限度額)において規定されている保険料賦課限度額について改正を行います。

(2) 保険料軽減対象世帯の拡大

社会保障と税の一体改革における医療保険制度改革のひとつとして進められている低所得者の保険料軽減に対する財政支援の強化として、平成26年度から保険料軽減対象世帯を拡大するための所得判定基準額の引き上げが行われていますが、令和5年度は3年ぶりに引き上げが行われます。

保険料のうち被保険者均等割額及び世帯別平等割額を軽減するための所得判定基準額は、5割軽減世帯は、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる基準額を28万5千円から29万円に、また、2割軽減世帯は、軽減判定所得の算定における被保険者数に乗じる基準額を52万円から53万5千円に引き上げられることとなったものです。

基準額の引き上げに伴い、軽減対象世帯の増加が見込まれることから、保険料収入が減ることが予想されますが、軽減された保険料については、保険基盤安定制度により財政補填が行われることとなります。

条例第41条(低所得者の保険料の減額)において規定されている基準額の改正を行います。